

令和3年4月1日以降の介護報酬改定の概要について

1. 基本報酬の引き上げについて

(1) 訪問介護・通所介護相当サービスについて

| サービス内容 | | 改定前 | 改定後 |
|-------------------|------------------------|----------|----------|
| 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅰ) | 事業対象者、要支援1・2(週1回程度の利用) | 1,172 単位 | 1,176 単位 |
| 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅱ) | 事業対象者、要支援1・2(週2回程度の利用) | 2,342 単位 | 2,349 単位 |
| 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅲ) | 事業対象者、要支援2(週2回を超える利用) | 3,715 単位 | 3,727 単位 |
| 介護予防通所介護相当サービス(Ⅰ) | 事業対象者、要支援1(週1回程度の利用) | 1,655 単位 | 1,672 単位 |
| 介護予防通所介護相当サービス(Ⅱ) | 事業対象者、要支援2(週2回程度の利用) | 3,393 単位 | 3,428 単位 |

(2) 介護予防ケアマネジメントについて

| 区分 | 改定前 | 改定後 |
|-----------------|---------|---------|
| 介護予防ケアマネジメント委託料 | 4,095 円 | 4,161 円 |

2. 新規加算及び加算額の変更について

(1) 通所介護相当サービス

| 改定前 | | 改定後 | |
|------------------|--------|----------------------------|--------|
| — | | 栄養アセスメント加算 | 50 単位 |
| 栄養改善加算 | 150 単位 | 栄養改善加算 | 200 単位 |
| 口腔機能向上加算 | 150 単位 | 口腔機能向上加算(Ⅰ) | 150 単位 |
| | | 口腔機能向上加算(Ⅱ) | 160 単位 |
| — | | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者・要支援1 | 88 単位 |
| | | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者・要支援2 | 176 単位 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ | 72 単位 | サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 | 72 単位 |
| | 144 単位 | サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援2 | 144 単位 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ | 48 単位 | 廃止 | |
| | 96 単位 | | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 24 単位 | サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者・要支援1 | 24 単位 |
| | 48 単位 | サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者・要支援2 | 48 単位 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 単位 | 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 100 単位 |
| | | 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 単位 |
| (運動器機能向上連携加算あり) | 100 単位 | (運動器機能向上連携加算あり) | 100 単位 |
| 栄養スクリーニング加算 | 5 単位 | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) | 20 単位 |
| | | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) | 5 単位 |
| — | | 科学的介護推進体制加算 | 40 単位 |

(2)介護予防ケアマネジメント

| 区分 | 改定前 | 改定後 |
|--------|---------|---------|
| 初回加算 | 3,000 円 | 3,000 円 |
| 委託連携加算 | — | 3,000 円 |

※委託連携加算の算定要件等については現在検討中であり、決定次第お知らせします。

(3)新型コロナウイルス感染症への対応(全サービス共通)

| 区分 | 加算率 |
|--------------|---------------|
| 新型コロナウイルス感染症 | 所定単位数×1/1,000 |

※各サービスの加算算定要件については、令和3年度介護報酬改定後の各種加算の取扱いに準じます。各事業所におかれましては、介護保険最新情報等の最新情報をご確認いただき、対応をお願いします。

3. 契約書・重要事項説明書・運営規程の変更について

令和3年4月1日からの報酬改定において、基本報酬が変更となることから、契約書や運営規程、重要事項説明書について変更をお願いします。

なお、今回の単価改定に伴う変更につきましては、変更届の必要はありません。

ただし、利用者や家族に対しては文書で説明し、同意書(任意様式)で確認してください。また、説明に用いた資料やその記録、同意書については必ず保管してください。また、事業所によって再契約により行う場合はこれを妨げるものではありません。

4. サービスコード表とマスタ(CSV)について

記載している単価表は概要版ですので、詳細は別紙サービスコード表でご確認ください。

マスタ(CSV)に関しては改正内容を反映し、4月中に市ホームページへ掲載する予定です。

5. 令和3年4月1日から算定可能となる算定に関する届け出について

新規加算を算定する場合や加算の区分が変更となる事業所については、

- ①黒石市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(R3.4 改正版)
- ③各加算算定の根拠となる書類

を 令和3年4月15日 までに包括支援係へご提出をお願いいたします。

6. 質問や問合せについて

質問や問合せに関しては FAX(任意様式) で下記までお問合せくださるようお願いいたします。

黒石市健康福祉部 黒石市地域包括支援センター 包括支援係
TEL:0172(52)2111 (内線 530・531) FAX:0172(59)3885